



厚生労働省福島労働局発表
令和2年8月6日(木)

担
当

福島労働局労働基準部賃金室
室長 柳沼 守男
賃金指導官 長面川 昌弘
電話024-536-4604

福島県最低賃金(時間額)を800円(+2円)に引上げ

～福島地方最低賃金審議会、福島労働局長に答申～

- 1 福島地方最低賃金審議会会長(鈴木和郎)は、福島県最低賃金(時間額)について800円(現行の時間額798円を2円(0.25%)引上げ)を同審議会の意見とすることを決定し、本日、福島労働局長(岩瀬信也)に答申しました。
- 2 この答申を受け、異議申出に対する諸手続や決定・公示などの手続を経て、福島県最低賃金を改正します。
なお、新たな最低賃金の発効日は、「令和2年10月2日」の予定です。

(審議経過)

令和2年7月13日に、福島労働局長が福島地方最低賃金審議会に対して改正決定に係る諮問を行いました。

同審議会は、諮問を受けて、専門部会を設置し、令和2年7月22日以降、5回にわたり専門部会を開催し、中央最低賃金審議会から示された令和2年度地域別最低賃金額改定の答申を参考に、現行の最低賃金に係る実態調査、経済状況等の各種統計及び参考人の意見などを基に審議を重ねた結果、本日の答申に至りました。

※福島県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマーやアルバイト等の名称にかかわらず、県内の事業所で働く全ての労働者に適用されるものです。

(参考)

福島県最低賃金の金額の推移

年度	時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)	発効日
平成 14	610	0	0.0	平成 14.10.1
15	610	0	0.0	—
16	611	1	0.2	16.10.1
17	614	3	0.5	17.10.1
18	618	4	0.7	18.10.1
19	629	11	1.8	19.10.19
20	641	12	1.9	20.10.22
21	644	3	0.5	21.10.18
22	657	13	2.0	22.10.24
23	658	1	0.2	23.11.2
24	664	6	0.9	24.10.1
25	675	11	1.7	25.10.6
26	689	14	2.1	26.10.4
27	705	16	2.3	27.10.3
28	726	21	3.0	28.10.1
29	748	22	3.0	29.10.1
30	772	24	3.2	30.10.1
令和 元	798	26	3.4	令和 元.10.1
2	800	2	0.25	2.10.2 予定